

新座市消防団協力事業所表示制度実施要綱

(平成29年4月25日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、新座市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 消防団協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自主防災会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(申請及び推薦)

第3条 消防団協力事業所としての認定及び消防団協力事業所表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に新座市消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、消防団協力事業所として適当と認められる事業所等について、市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請及び推薦について、従業員が消防団員として2人以上入団している事業所等が、次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、当該事業所等を消防団協力事業所に認定するものとする。ただし、当該事業所等が消防関係法令に違反している場合を除くものとする。

- (1) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (2) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (3) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する認定基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

(1) 申請又は推薦があった場合

(2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合
(消防団協力事業所表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、消防団協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に消防団協力事業所表示証（様式第2号）を交付するものとする。

2 消防団協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村長と連名で、消防団協力事業所表示証を交付することができるものとする。

(消防団協力事業所表示証の表示)

第7条 消防団協力事業所は、消防団協力事業所表示証を交付した市町村等名、交付された年月等を付して、消防団協力事業所表示証を当該事業所等に表示することができる。

2 消防団協力事業所として認めた事業所等が他の市町村にある場合は、前項の表示の他に、当該事業所等が所在する市町村等の名称も併せて付すことができる。

3 パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告に、消防団協力事業所表示証の寸法を同率に拡大又は縮小して表示することができる。

(交付整理簿の備付け)

第8条 消防団協力事業所表示証の交付に際して、市長は、新座市消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第3号）を備え付け、消防団協力事業所表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、消防団協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年とする。

2 消防団協力事業所表示証の表示の効力が失効した事業所等については、速やかに消防団協力事業所表示証を市長に返還しなければならない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

（認定の取消し）

第10条 市長は、消防団協力事業所が次の各号のいずれかに該当したときは、当該認定を取り消すものとする。

- (1) 消防団協力事業所が事業を廃止又は休止したとき。
- (2) 第4条に規定する認定基準を満たさないこととなったとき。
- (3) 偽りその他の不正な手段により消防団協力事業所の認定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防団協力事業所としての表示が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消したときは、相手方に対し、当該認定を取り消す理由を文書で通知するものとする。

（消防団協力事業所の公表）

第11条 市長は、消防団協力事業所の名称、新座市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

（消防団協力事業所の表彰）

第12条 市長は、消防団協力事業所を新座市表彰規則（昭和60年新座市規則第18号）に基づき表彰することができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から実施する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

新座市消防団協力事業所表示申請書

平成 年 月 日

新座市長 宛て

事業所等所在地
事業所等名称
代 表 者
担 当 者
電 話

新座市消防団協力事業所表示制度実施要綱第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分（該当する区分をチェックしてください。）
- ☐新 規（初めて消防団協力事業所の表示を受ける場合）
- ☐追 加（既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他の市町村の表示を受ける場合）
- ☐再申請（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合）

- 2 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目 番号	○印	取 組 内 容
1 【必須】		従業員が消防団として 2 人以上入団している。
2		従業員の消防団活動について積極的に配慮している。 ☐ 勤務時間中の火災・訓練出動等への理解 ☐ 消防団活動による賃金のカット等を行わない。 ☐ 昇進・昇給等において消防団活動による不利がない。 ☐ その他（ ）
3		災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供するなど協力 をしている。
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体 制の充実強化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

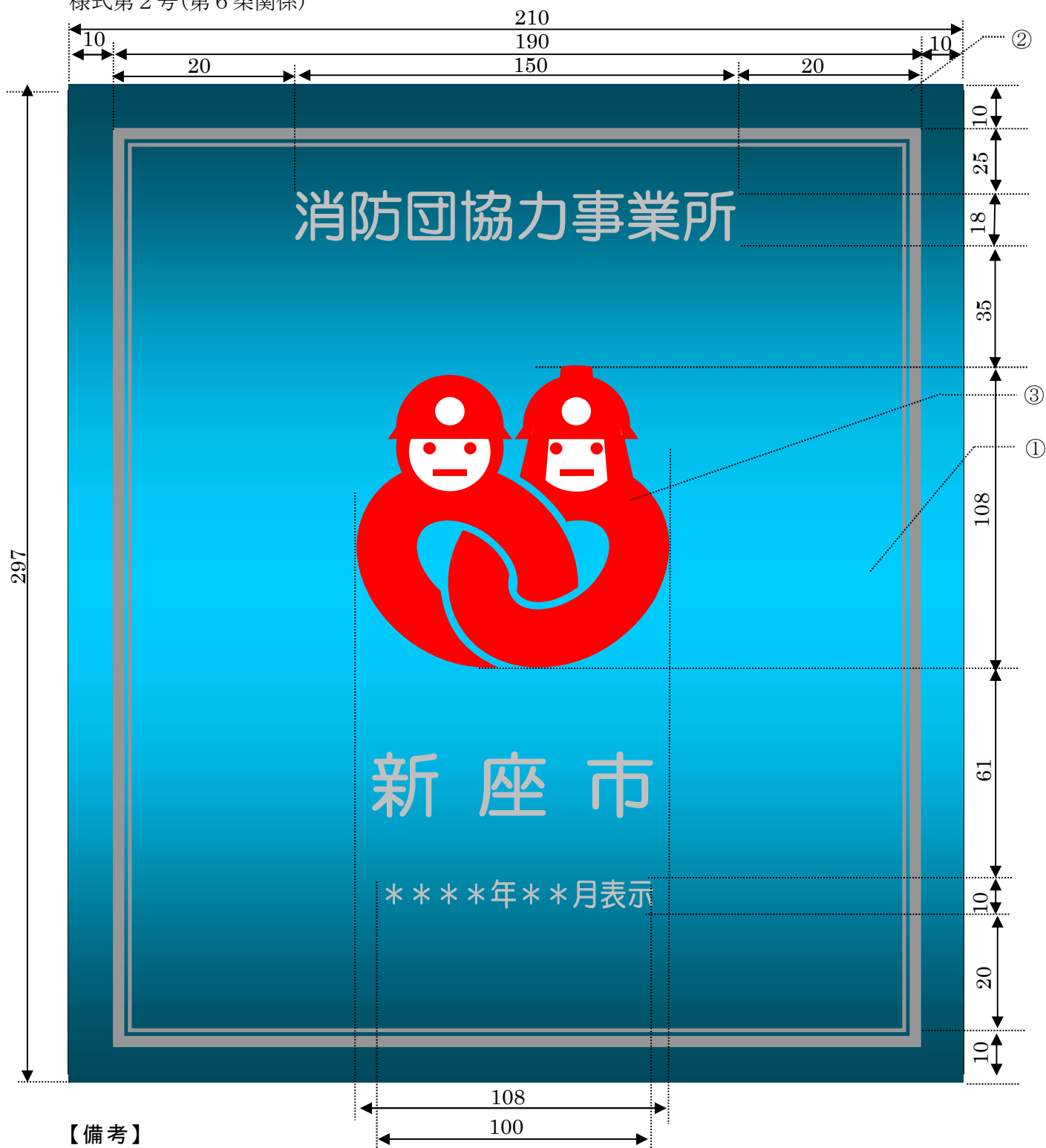
従業員氏名	所属消防団・分団

4 添付資料（以下のものから提出可能な資料を添付してください。）

- (1) 会社案内・パンフレット等
- (2) 協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回の表示証の写し
- (4) その他認定に必要な資料

市 記 入 欄	【特記事項】	【所管課受付欄】
	☐ 申請 ☐ 推薦	

様式第2号(第6条関係)



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。
- 2 色は、次の表のとおりとする。
- 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。

		色 (CMYK表示による色指定)
①	地色 (中央部)	青 (C: 50%、M: 5%、Y: 0%、K: 0%)
②	地色 (上下部)	青 (C: 85%、M: 40%、Y: 25%、K: 12%)
③	表示マーク (面)	赤 (C: 0%、M: 95%、Y: 90%、K: 0%)
④	文字、枠線	銀

様式第3号(第8条関係)

新座市消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号	初回表示年月日	協力事項 (要綱第4条関係)		主担当 市町村	表示連名 市町村	申請 推薦	備考
		所在地 担当・連絡先	現表示有効期間 更新回数	該当に	該当に				
記入例	株式会社にいざ	〒352-8623 新座市野火止1-1-1 危機管理 太郎 ・ 048-477-1111	平成○年○月○日 平成○年○月○日 ○回	☒ 1	☒ 2 ☐ 3 ☐ 4	新座市	× × 市	申請	
1				☐ 1	☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
2				☐ 1	☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
3				☐ 1	☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
4				☐ 1	☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
5				☐ 1	☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
6				☐ 1	☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
7				☐ 1	☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
8				☐ 1	☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
9				☐ 1	☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				
10				☐ 1	☐ 2 ☐ 3 ☐ 4				